

その他の公売条件

1. 公売財産のせり売りによる公売で、入札をしようとする者（以下「入札者」という）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
2. 公売保証金の納付が定められている公売については、公売保証金の納付後でなければ入札することはできません。
3. 入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできません。
4. 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。
5. 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定し、落札価額をもって売却決定を行います。なお、インターネット上での最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークションIDを最高価額申込者氏名とみなします。
6. 二人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。
7. 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
8. 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合、公売保証金は志賀町に帰属します。
9. 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときとします。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引き渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
10. 志賀町は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
11. 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
12. 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、志賀町は何ら補償しません。
13. 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を含みません。